

軽自動車税 税制改正のお知らせ（平成 29 年 4 月 1 日現在の法令に基づくご案内）

国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、平成 28 年度から軽自動車税の税率が変更になりました。

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について（重課）は、平成 28 年度に導入され 1 年経過しました。

また、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が平成 28 年度に導入され平成 31 年度まで適用されます。

<原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等の税率について>

28 年度課税から、次の車種について新税率が適用されました。

車種区分		税率（年税額）
		平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪(側車付きのものを含む)	125cc 超～250cc 以下	3,600 円
小型二輪(側車付きのものを含む)	250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900 円

<三輪、四輪の軽自動車の税率について>

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録済みの車は、現在の税率である下表の(ア)を適用します。

平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録する車には、新税率である下表の(イ)を適用します。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車新規登録から 13 年を超える車には(ア)、(イ)のいずれの場合でも下表の(ウ)の税率を適用します。

車種区分				税 率 (年税額)		
				平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査をした車両 (ア)	平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両 (イ)	最初の新規検査から 13 年を経過した車両 (ウ)
軽自動車	三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
			営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

(ア) 平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした軽自動車については、現在の税率から変更はありません。

ただし、「初度検査年月が平成 14 年 12 月以前」の車両は、「(ウ)」の重課税率が適用されます。

(イ) 27 年度課税から、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。

■ 三輪及び四輪の軽自動車に重課税率が適用されます。

(ウ) 28 年度課税から、最初の新規検査から 13 年経過した三輪、四輪の軽自動車について、(重課)が導入されました。

ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象から除きます。

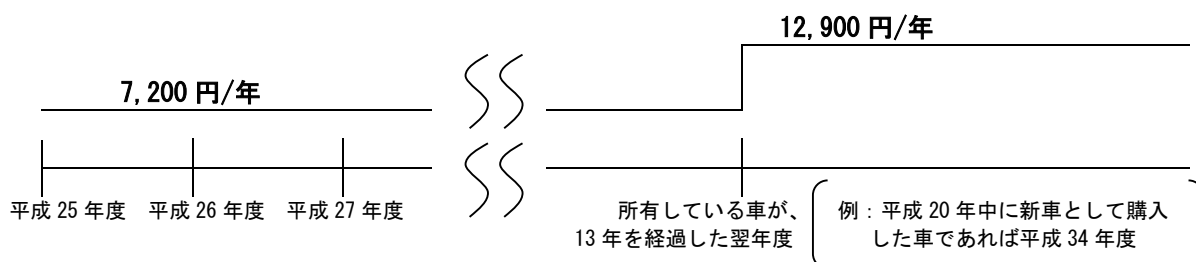
※平成 15 年 10 月 14 日以前に最初の新規検査を受けた車両は年までの記載しかいないため、その年の 12 月に検査を受けたものとみなすこととなります（地方税法等の一部を改正する法律改正附則第 14 条第 2 項）。

※平成 28 年度課税から平成 31 年度課税の判定の仕方は次のとおりです。

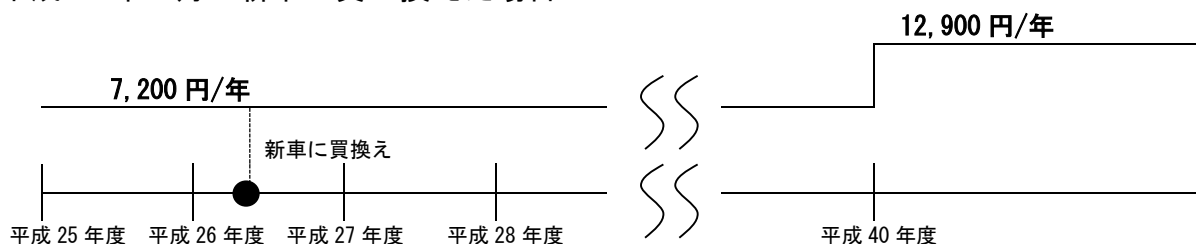
- ・平成 28 年度課税の重課対象 ⇒ 平成 14 年 12 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成 14 年」以前）
- ・平成 29 年度課税の重課対象 ⇒ 平成 16 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成 16 年 3 月」以前）
- ・平成 30 年度課税の重課対象 ⇒ 平成 17 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成 17 年 3 月」以前）
- ・平成 31 年度課税の重課対象 ⇒ 平成 18 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両（自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成 18 年 3 月」以前）

例：軽四輪（乗用・自家用）を所有している方の軽自動車税の推移

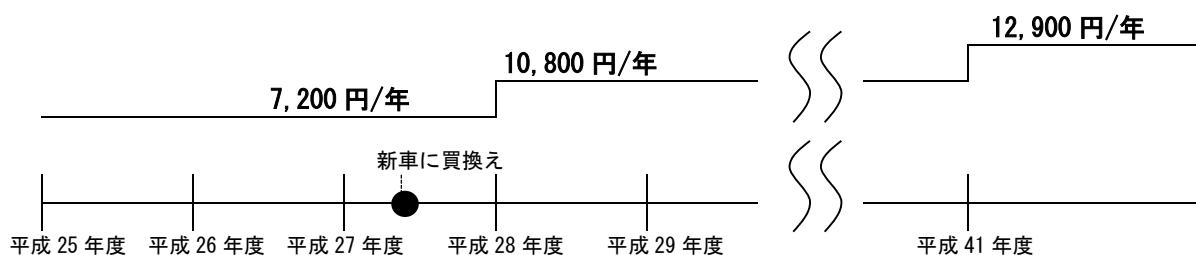
○平成 25 年 12 月現在、軽自動車を所有している場合



○平成 26 年 5 月に新車に買い換えた場合

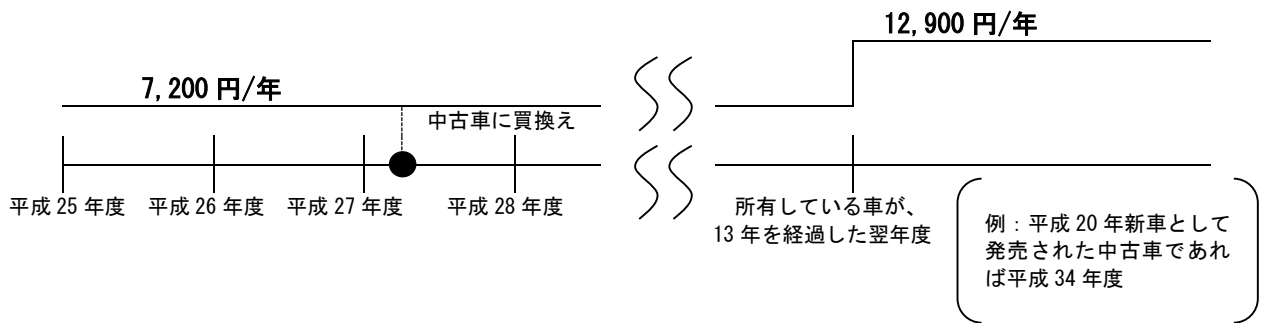


○平成 27 年 5 月に新車に買い換えた場合



※4 月 1 日課税基準日の為、27 年 5 月買い換え時は、翌年度から新税率が課税される。

○平成 27 年 5 月に中古車に買い換えた場合



※最初の新規検査とは

「最初の新規検査」とは、新規検査（新車）のことをいいます。軽三輪と軽四輪については新規検査（新車）の実施年月で税率を判定します。

なお、最初の新規検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

■ 三輪及び四輪の軽自動車にグリーン化特例（軽課）が適用されます。（平成 28 年度・平成 29 年度・平成 30 年度・平成 31 年度）

平成 29 年度課税時に、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例（軽課）が適用されています。

<適用条件>

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る。）で、次の基準を満たす車両について、当該取得をした日の属する年度の翌年度（平成 28 年度から平成 31 年度）分の軽自動車税に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されています。

車種区分				税 率（年税額）		
				税額を概ね 75%軽減 (エ)	税額を概ね 50%軽減 (オ)	税額を概ね 25%軽減 (カ)
軽自動車	三輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	四輪以上	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
営業用			1,000 円	1,900 円	2,900 円	

(エ) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減）

(オ) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年

度燃費基準+30%達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成 (★★★★) かつ平成 27 年度燃費基準+35%達成車

(カ) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 25%低減達成 (★★★★) かつ平成 32 年度燃費基準達成車+10%達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 25%低減達成 (★★★★) かつ平成 27 年度燃費基準+15%達成車

※ (オ)、(カ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※ 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

廃車手続はお済みですか

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年度分の税金を納めていただくこととなります。

●ご注意とお願い

- ・ 現物を廃棄処分されただけでは登録が残ることになります。すみやかに廃車手続をおこなってください。
- ・ 知人等に譲渡した場合も名義の変更が必要です。(手続もれの場合は、前所有者に納税通知書が送られます。)
- ・ 盗難に遭われた場合でも、警察への盗難届出に加えて、廃車手続が必要です。

■問い合わせ先

○原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車

玉東町役場 税務課 電話0968-85-3184

○軽四輪、軽三輪、軽二輪(125ccを超え250cc以下)(側車付きのものを含む)

熊本県軽自動車協会 電話096-369-7920

○二輪の小型自動車(250cc超)(側車付きのものを含む)

九州運輸局 熊本運輸支局 電話050(5540)2086